

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントについて

インターンシップや就職活動中に以下の事例等があった場合には「**就職支援課**」や「**学生相談室**」に相談してください。

また、都道府県労働局等に設置されている「**総合労働相談コーナー**」に相談することも可能です。

◆ 千葉労働局(千葉第2地方合同庁舎:043 - 221 - 2303) 千葉市中央区中央4 - 11 - 1

【厚生労働省HP「総合労働相談コーナー」】 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

- ・ 食事やデートに執拗に誘われる。
- ・ 社外での面談、社外での待ち合わせを要求される。
- ・ OB訪問等において性的な関係をもちかけられる。
- ・ 異性との交友関係について質問を受ける。
- ・ 性的な冗談を言われる / 性的なからかいを受ける。
- ・ 結婚の予定、結婚観について質問を受ける。
- ・ 個人的連絡先を聞かれる。
- ・ 個人的内容を含む連絡を受ける。
- ・ 身体を触られる。

関係法令

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」といいます。）令和2年4月1日改正
「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の一部改正（令和2年4月1日以降）